

# 子育てと暮らししを応援

消費税率引き上げの影響などを踏まえ、子育て世帯や所得の低い方に対して、暫定的・臨時特例的な給付措置として2つの給付金が支給されます。

## 子育て世帯臨時特例給付金

### ■支給対象者

基準日（5月31日）における、6月分の児童手当を受給される方が対象です。

※特例給付（児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人当たり月額5千円を支給しているもの）を受給される方は対象となりません

### ■支給額など

対象児童1人につき3千円

### ■支給方法

口座振替

### ■申請手続き

6月分の児童手当の支給対象者と思われる方には、6月末に申請書を送付します。ただし児童手当受給者が公務員の場合は申請書は送付されません。

※児童手当の現況届が提出されている必要があります

### ■申請期間

7月1日（水）～9月30日（水）

## 臨時福祉給付金

### ■支給対象者

今年度分の住民税が課税されていない方が対象です。

※課税されている方に生活の面倒を見てもらっている方（扶養親族など）や生活保護の受給者などは対象外

### ■支給額など

支給対象者1人につき6千円

### ■支給方法

口座振替など

### ■申請手続き

基準日（1月1日）に本市に住民票があり、支給対象者と思われる方には9月上旬に申請書を送付します。

### ■申請期間

9月上旬～平成28年1月上旬



給付金を装った振り込め詐欺や個人情報詐取にご注意ください！

(イメージ)

## 臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します

消費税率の引き上げに際し、所得の低い方への負担の影響を考慮し、暫定的・臨時的な措置として実施します

対象者

住民税が課税されていない方  
課税されている方に生活の面倒を見てもらっている方（扶養されている方）や生活保護の受給者などは対象外

## 子育て世帯臨時特例給付金

子育て世代の負担を緩和します

消費税率引き上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施します

対象者

中学生以下の児童がいる子育て世帯

高所得世帯



両方とも受給可（※）

※今年度は、子育て世帯臨時特例給付金・臨時福祉給付金の両方に該当する方は、両方とも受給できます

### ■問い合わせ

子育て世帯臨時特例給付金 こども課 28-6027  
臨時福祉給付金 生活福祉課 28-6023